

※詳しくは☎にお問い合わせください。

障がい者への手当制度はご存知ですか

☎福祉課福祉係  
☎ 63-1406

身体・知的・精神（発達障がいを含む）に政令で定める程度の障がいがある人を対象とした、各種手当制度があります。支給要件は次のとおりです。

●特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする人に支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。

- ①障がい者が施設に入所している
- ②障がい者が病院または診療所に3カ月以上継続して入院している
- ③手当を受ける人、配偶者、または生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上

●障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする人に支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。

- ①児童が施設に入所している
- ②児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している（全額が支給停止されている場合を除く）
- ③扶養義務者の前年の所得が一定額以上

●特別児童扶養手当

20歳未満の中度以上の障がいのある児童を監護する父・母などに支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。

- ①児童が施設に入所している
- ②児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している（全額が支給停止されている場合を除く）
- ③手当を受ける人、または配偶者・生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上
- ④手当を受ける人と児童が日本に住んでいない

障がい者の手当を受給している人は現況届を提出してください

- 受付期間 8月12日(木)～26日(木)  
※土・日を除く。
- 受付場所 福祉課福祉係
- 必要なもの 案内通知、現況届、所得状況届、個人番号（通知）カード、受給者の身分証明書など  
※代理人が手続きをするときは委任状、印鑑、代理人の身分証明書が必要です。  
※昨年支給停止になっている人も提出が必要です。

令和2年7月豪雨被災者生活再建支援金の申請期限が延長されました

☎福祉課総務係  
☎ 63-1406

令和2年7月豪雨で被災された人に対して、住宅の被害状況に応じて支給される被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期限が延長されました。

申請方法・支給額など詳しくはお問合せください。

●対象者

令和2年7月豪雨により、住宅が全壊・大規模半壊した世帯、住家が半壊の被害を受けた、または敷地の被害が認められ住宅に倒壊の恐れがあるなど、やむを得ず住宅を解体した世帯

●申請期限 令和4年3月31日まで

台風季節が到来 災害による断水に備えましょう

☎企業局建設課維持管理係  
☎ 64-2700

災害による停電で、各家庭へ水を送るポンプが停止し、断水することがあります。台風の接近など停電が予測される時は、水の汲み置きをお願いします。断水の解消直後は、水道水が濁る可能性があります。濁りが無いことを確認して使用してください。



★アドバイス

1. 水道水は汲み置きができます。ペットボトルなどに1人につき1日3ℓの飲み水を3日分を目安に準備しておきましょう。常温で直射日光の当たらない涼しい場所だと、3日ほど保存できます。
2. トイレ用の水は、前もってお風呂にためておくか、お風呂に残った後の湯を残しておき、お風呂に入る直前に入れ替える習慣をつけましょう。

皆さんの意見を聞かせてください パブリックコメントを募集します

【荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本計画（案）】

子どもから高齢者までが生涯を通じてすこやかに生きるための総合的な支援を行えるよう、競馬場跡地に「保健・福祉・子育て支援施設（仮称）」の整備を予定しています。皆さんからの意見を募集します。

- 募集期間 8月4日(水)～9月2日(木)（当日必着）
- 問い合わせ・提出先  
〒864-0032 荒尾市増永632  
すこやか未来課（保健センター）  
Eメール:kenkozoshin@city.arao.lg.jp  
☎ 63-1133 FAX 64-1350

【第3期荒尾市観光振興計画（仮称）（案）】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな観光戦略「第3期荒尾市観光振興計画（仮称）（案）」への意見を募集します。

- 募集期間 8月12日(木)～9月8日(水)（当日必着）
- 問い合わせ・提出先  
〒864-8686（住所不要）  
荒尾市役所 産業振興課観光推進室  
Eメール:kankou@city.arao.lg.jp  
☎ 63-1421 FAX 63-1158

●閲覧場所（共通）

各担当課、市役所総合案内（1階）・情報公開コーナー（2階）、市民サービスセンター（あらおシティモール2階）、市ホームページ、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、文化センター、市立図書館

●意見提出方法（共通）

所定の意見書に、住所、氏名（又は団体名）、電話番号を記入し、持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで提出  
※電話や口頭による意見の提出は受け付けません。寄せられた意見について個別に回答はできません。

●意見を提出できる人（共通）

- ◎市の区域内に住所を有する人
- ◎市の区域内に事務所・事業所を有する個人や法人その他の団体
- ◎市の区域内にある事務所・事業所に勤務する人
- ◎市の区域内に存する学校に在学する人
- ◎その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

地域おこし協力隊 活動便り Vol.58

荒尾市地域おこし協力隊員は、最長3年の任期のもと、荒尾の魅力を知り、伝え広げる活動を日々行っています。隊員の主な活動内容や活動予定をお伝えします。



Facebook



Instagram

荒尾の魅力、荒尾の情報をFacebook、Instagramで発信中

◆地雷隊員（令和元年9月着任／地域振興担当）

今回は、本市の宝である世界遺産万田坑についてです。明治時代に貴重なエネルギー源として使われていた石炭は“黒いダイヤ”と呼ばれ、日本の重工業の発展を支えてきました。万田坑では、有明海の下へ網の目状に伸びる坑道をつたい採掘し、専用鉄道で三池港などへ運ばれていました。なんと、その鉄道跡が地図上で見ると馬のひづめのような形をしています。興味がある方は一度電子版地図で確認してみてください。



▲万田坑入坑口